

次の業務について、提案競技に係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和3年4月2日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

令和3年度静岡県立工科短期大学校離職者等再就職支援事業公募型訓練業務委託（沼津キャンパス・その1）

(2) 業務内容

離職者を対象とした公共職業訓練で次の訓練とする。

整理番号	訓練科名	内容
1	経理事務科①(簿記2級)	会計事務に係る技能の初中級レベル(簿記2級他)の習得を主とした訓練(4か月×1コース)
2	PCビジネス科③	パソコン技能(Word/Excel 他)初級レベルの習得を主とした訓練(3か月×1コース)
3	PCビジネス科④	パソコン技能(Word/Excel 他)初級レベルの習得を主とした訓練(3か月×1コース)
4	介護職員初任者・ 介護事務科①	介護職員初任者研修課程及び介護事務の習得を主とした訓練(3か月×1コース)
5	保育補助者養成科	乳幼児の養護及び教育に必要な基本的知識と技術を習得する訓練(3か月×1コース)
6	医療・調剤事務科②	医療事務及び調剤事務の習得を主とした訓練(3か月×1コース)
7	介護職員初任者科 (2か月)①	介護職員初任者研修課程の習得を主とした訓練(2か月×1コース)
8	ビジネス実務科② (簿記3級)	パソコン技能(Word/Excel 他)初級レベルの習得と、会計事務に係る技能の初級レベル(簿記3級他)の習得を主とした訓練(3か月×1コース)
9	ビジネスWeb科① (ネットビジネス)	Webサイト・ショッピングサイトの更新ができる技術・技能の習得とWebクリエイター能力認定試験、コンテンツの制作やネットマーケティングの基礎知識を習得する訓練(3か月×1コース)

10	PCビジネス科⑤ (母子家庭の母等優先)	パソコン技能 (Word/Excel 他) 初級レベルの習得を主とした訓練 (3か月×1コース)
11	介護職員初任者科 (2か月) ②	介護職員初任者研修課程の習得を主とした訓練 (2か月×1コース)
12	PCビジネス科⑥ (オフィスマスター)	パソコン技能 (Word/Excel 他) 中級レベルの習得を主とした訓練 (3か月×1コース)
13	大型自動車一種運転業務従事者育成科	大型自動車第一種免許の取得及び自動車運送業界の就労に必要な知識等の習得を目指す訓練 (2か月未満×1コース)
14	医療・調剤事務科③ (デュアル)	企業実習を含めた、医療事務及び調剤事務の習得を主とした訓練 (4か月×1コース)

2 訓練実施期間等

整理番号	訓練科名	実施地域	訓練期間
1	経理事務科① (簿記2級)	沼津市内	令和3年7月20日～令和3年11月19日 までの4か月・1コース
2	PCビジネス科③	下田・伊東市内	令和3年7月27日～令和3年10月26日 までの3か月・1コース
3	PCビジネス科④	富士市内	令和3年7月28日～令和3年10月27日 までの3か月・1コース
4	介護職員初任者・ 介護事務科①	沼津市内	令和3年7月30日～令和3年10月29日 までの3か月・1コース
5	保育補助者養成科	県東部	令和3年8月5日～令和3年11月4日 までの3か月・1コース
6	医療・調剤事務科②	県東部	令和3年8月18日～令和3年11月17日 までの3か月・1コース
7	介護職員初任者科 (2か月) ①	富士市内	令和3年8月26日～令和3年10月25日 までの2か月・1コース

8	ビジネス実務科② (簿記3級)	沼津市内	令和3年9月7日～令和3年12月6日 までの3か月・1コース
9	ビジネスWeb科① (ネットビジネス)	沼津市内	令和3年9月8日～令和3年12月7日 までの3か月・1コース
10	PCビジネス科⑤ (母子家庭の母等優先)	県東部	令和3年9月16日～令和3年12月15日 までの3か月・1コース
11	介護職員初任者科 (2か月)②	県東部	令和3年9月30日～令和3年11月29日 までの2か月・1コース
12	PCビジネス科⑥ (オフィスマスター)	沼津市内	令和3年10月15日～令和4年1月14日 までの3か月・1コース
13	大型自動車一種運転業務 従事者育成科	県東部	令和3年10月22日から令和3年12月までの間 で、2か月未満・1コース
14	医療・調剤事務科③ (デュアル)	沼津市内	令和3年11月9日～令和4年3月8日 までの4か月・1コース

3 参加資格

次の(1)から(9)の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 営業に関し、法令上必要とされる許可、認可等を受けていること。
- (3) 「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」(平成23年策定)を活用した「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」を受講した者で、令和3年4月28日から訓練終了日の3か月後までの期間において有効な受講証明書を有する者が在籍していること又は委託事業者がIS029990(非公式教育・訓練における学習サービス事業者向け基本的要求事項)(2018年12月廃止、認証から3年間有効)を取得していること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てが成されている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てが成されている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
 - ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴

力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(6) 国又は地方公共団体との契約に関して入札参加停止又は指名停止を受けている期間中でないこと。

(7) 静岡県内に訓練実施事業所となる本社、営業所等を有していること。

(8) 最近1カ年において、都道府県税（法人事業者は法人事業税及び法人都道府県民税、個人事業者は個人事業税）並びに消費税及び地方消費税を完納していること。

(9) その他訓練ごとに定める仕様書の要件に適合した者であること。

4 手続等

(1) 担当部署

〒410-0022 静岡県沼津市大岡4044-24

静岡県立工科短期大学校沼津キャンパス 教務課 社会人教育班

電話番号：055-925-1072

FAX番号：055-925-1115

E-mail：jinzai@numazu-vtc.ac.jp

(2) 募集要項の配布

ア 配布期間

令和3年4月2日（金）から令和3年4月28日（水）まで

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後4時00分までとする。

イ 配布場所

上記(1)に同じ

なお、静岡県立工科短期大学校ホームページからも入手可能

(3) 説明会

次のとおり説明会を開催する。

ア 開催日 令和3年4月6日（火）

イ 時間 午前10時00分から午前11時00分まで

ウ 会場 静岡県立工科短期大学校沼津キャンパス（静岡県沼津市大岡4044-24）

(4) 提出書類

ア 提出書類 企画提案競技参加申請書、企画提案書、その他関係書類

イ 提出期限 整理番号毎に次のとおりとする。

令和3年4月28日（水）午後4時必着

ウ 提出場所 上記 (1)に同じ

5 その他

- (1) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 詳細は令和3年度静岡県立工科短期大学校離職者等再就職支援事業企画提案競技（沼津キャンパス・その1）募集要項による。